

このリリースに関する連絡先:

三島祐子
広報担当アシスタントマネージャー
03 6271 9408
yuko.mishima@bakermckenzie.com

ベーカーマッケンジー、三菱 UFJ 信託銀行による Colonial First State Global Asset Management の買収にかかる契約締結に関して法的アドバイスを提供

【東京発 2018 年 11 月 7 日】ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）（所在地：東京都港区、代表パートナー：ジェレミー・ピッツ、以下「ベーカーマッケンジー」）は、三菱 UFJ 信託銀行株式会社（以下「三菱 UFJ 信託銀行」）が豪・コモンウェルス銀行より Colonial First State Global Asset Management を約 40 億豪ドル（約 3,280 億円※）で買収する案件の契約締結に関して、三菱 UFJ 信託銀行に法的アドバイスを提供しました。

ベーカーマッケンジー東京事務所では、コーポレート／M&A グループのパートナーの辻本哲郎並びに銀行・金融グループのパートナーの島田稔夫及び本間正人をリードパートナーとし、コーポレート／M&A グループのアソシエイトの阿部諭及び外国資格アソシエイトのバイロン・フロストが本案件に携わりました。また、シドニー事務所では、パートナーの Ben McLaughlin をリードパートナーとして、パートナーの Antony Rumboll 及び Bill Fuggle、アソシエイトの Lawrence Mendes、並びにスペシャルカウンセルの Melissa Carmody が、メルボルン事務所ではパートナーの Rick Troiano がそれぞれ本案件に携わりました。

トランザクション面に関してリードパートナーを務めた McLaughlin 及び辻本弁護士は、「このような極めて重要性の高い案件において、三菱 UFJ 信託銀行にアドバイスをご提供することができ、大変嬉しく思います。本取引により、世界各地の主要マーケットにおいて、三菱 UFJ 信託銀行のアセットマネジメント事業のより一層の強化が図られるものと思います。また、本案件を通じて、当ファームが誇る金融サービス部門のクロスボーダーM&Aに関する高い専門性と案件遂行能力を示すことができたのではないかと思います」と述べています。

また、規制面に関してリードパートナーを務めた島田弁護士及び本間弁護士は、「本案件を通じて、三菱 UFJ 信託銀行のチームと協働できたことを非常に光栄に思います」と述べています。

※1 豪ドル=82 円にて換算。

- 以上 -

本件における責任者



辻本 哲郎
コーポレート／M&A グループ パートナー
03 6271 9713
tetsuo.tsujimoto@bakermckenzie.com

M&A（企業買収・再編）案件、並びに関連する会社法及び金融商品取引法に関するアドバイスを中心に、15年以上の実務経験を有する。『実践 TOB ハンドブック』、『合併・買収の統合実務ハンドブック』などの出版物や論文の執筆を手がける。2011年から2012年にかけて、ベーカーマッケンジーのシカゴ事務所及びシドニー事務所での勤務経験を持つ。



島田 稔夫
銀行・金融グループ パートナー
03 6271 9692
toshio.shimada@bakermckenzie.com

銀行・金融取引、証券取引、企業法務全般を取り扱う。弁護士となる以前は、大手総合電機メーカーに勤務。2008年から2010年にかけて、大手銀行英国現地法人、大手信託銀行に出向し、プロジェクト・ファイナンス案件、証券化・流動化案件等に従事。東京弁護士会に所属し、ニューヨーク州弁護士資格も有する。



本間 正人
銀行・金融グループ パートナー
03 6271 9505
masato.honma@bakermckenzie.com

金融機関規制、金融機関による買収案件、PFI/PPP、プロジェクトファイナンス等を専門とする。ベーカーマッケンジーのロンドン事務所、邦銀ロンドン支店及び邦銀ニューヨーク支店への出向経験を有する。銀行・金融グループでの業務に加え、カジノ関連法務及び病院買収・再生法務に対応している。

ベーカーマッケンジーについて

ベーカーマッケンジーは、世界を舞台とする厳しい競争に立ち向かうクライアント企業を支援します。私たちは、様々な国や幅広い業務分野に関わる複雑な法的課題を解決します。65年以上にわたり独自の文化を育ててきた当事務所では、13,000人の所員が現地の市場を理解し、複数の国や地域に跨る案件を巧みに遂行することができます。信頼のおける同僚・友人のように、互いに協力して案件に臨むことで、クライアント企業と信頼を築きます。

www.bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカーマッケンジーの東京事務所として1972年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカーマッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

www.bakermckenzie.co.jp



ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。